

2025年度

定期総会議案書

日時：2025年7月27日（日）

14:00～16:00

ZOOM会議

北海道高等教育研究所

第1章 今期の総括

I. 2024～2025年、国内外情勢と北海道の高等教育

1) 国内外の政治社会情勢

2025年はロシアのウクライナ侵略が3年目、イスラエルのガザ侵攻も激しさを増す中で、イスラエルとイランの間でのミサイル相互攻撃とアメリカのイラン爆撃という、戦争が拡大する年となっている。アメリカの大統領選挙結果、共和党のドナルド・特朗普氏が大統領となるという事態の中で日本の政治経済社会のあらゆる面で、かつてない新たな状況が生まれて来ている。

政治面では石破首相が誕生してからも、自民党の政策は基本的に変わらず、アメリカの意向を受けた軍事費を増強する方向は変わらず、この結果社会保障他国民が生活を維持することがますます困難となりつつある。これは米価に端的に表れた物価高(上昇)として現れた。裏金問題も解決の方向性は見出されず、予算編成では野党の一部との妥協で何とか成立に至った。東京都議会選挙で自民党は後退し、今回の参議院選挙でも自民党は大きく議席を減らし、自公連合政権は参議院でも過半数割れを起こした。

また先の国会では日本学術会議法案を提出し、十分な審議を尽くさないまま、衆参両議会で法人化を推し進める法案が強硬に採決された。この背景には、戦後平和を目指す学問研究を一貫して追求してきたこれまでの学術会議に変え、政府の意向にもとづく軍事研究を推進する学術会議へ組織を改編する狙いがある。ちなみに新・学術会議法案が成立した翌日の6月12日に、政府は防衛省内に現職の教員、元防衛省官僚を委員とする「防衛科学技術委員会」を設置している。

逆に夫婦別姓の選択の自由を主張する国民の声が非常に高まりつつあり、日本の財界の一部にも諸国際関係と国際ビジネス推進のために制度改正が必要であるとの意見が出ているにもかかわらず、自民党は一貫して夫婦同姓の現制度に固執している。国際関係の中で日本のジェンダーと問題に対する取り組みの遅れや、フジTV局に生じたセクハラ問題の長期的温存などみると日本がグローバル社会ではなく、アジアの特殊な島国であることが浮き彫りにされている。

以上の国内情勢の背後に、ロシアのウクライナ侵攻の執拗な継続と緊迫する中国、台湾をめぐるアメリカや日本を含む周辺諸国との複雑な諸関係が影響を与えていていることは間違いない。アメリカのトランプ政権は、各国に軍事費を5%に引き上げるよう要請しているが、2%に上げただけでも国民生活が一層の切りつめを強いられる中、もっての外である。

2) 大学をめぐる状況

2024 年度の特徴は以下の点に見られる。第一に日本の大学の 4 割で 2025 年度学費の値上げの実施またはが検討が始まっている。第二に日本のアカデミアとして戦後維持されてきた日本学術会議が特殊法人化され、まったく性格の異なる機関となることが、2025 年 6 月 11 日の参議院本会議で可決された。第三に、政府主導の大学再編、合わせて知の分断と高等教育の統制がかつてない規模で進められている。第四に、私大では、私学法改正、大学設置基準の改正にもとづく新組織が模索され始めている。第五に、短大の存続問題と並んで、女子大の存続問題がクローズアップされてきている。

第一の点では、実施・検討した大学の 219 校中 9 割は首都圏中心の中規模以上の私大であり、国立大では東大が標準額 53 万 5800 から 64 万 2960 円へと 2 割ほどの引き上げとなつた（日経新聞 2024 年 12 月 3 日）。道内私立大では、2021 年度に札幌学院大学、星槎道都大学、育英館大学、日本医療大学で初年度納付金等が値上げされていた。2024 年度と 25 年度の 2 年間では、23 大学中 11 大学で値上げが実施されている。欧米では値上げを実施する場合には大規模な奨学金制度を行っているが、日本の場合には付け焼刃程度に終わっている場合が多く、また私大助成も微々たる増でしかない。

第二の日本学術会議の特殊法人化は、大学における軍事研究の推進であることは明白である。当研究所は道私大教連と連動し、日本学術会議「特殊法人化」法案に反対する学者・市民の会及び北海道の大学・高専関係者有志アピールの会と連動して、反対声明を上げてこの問題を訴えてきた。国会での採決直前には、会員任命拒否にあった加藤陽子東大教授と小沢隆一東京慈恵会医科大学名誉教授を含めた学者・市民が国会前で座り込みを続け、最後まで抗議行動を行った。なおこの問題の背後で、「防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」への大学からの応募が、過去最高の 123 件となり、前年度の 3 倍に達した」という報道もある（読売新聞 2025 年 7 月 3 日）。また法案成立直後の 6 月 12 日には、「科学技術に関する政策及び施策の企画立案」を促進させる「防衛科学技術委員会」の設置が防衛省事務次官通達として発表されている。これらの問題への対応では、今後とも日本学術会議がどう変容していくか、注視していかなければならない。

第三の政府主導の大学改革は、中教審答申「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～」（2025 年 2 月 21 日）が示す方向に進められようとしている。このベースは人的能力開発論にほかならず、「国際卓越研究大学」、「地域中核・特色ある研究大学促進事業」、地方大学再編等の施策が含まれている。またその仕組みづくり、手がかりとなる情報データベースの整備、「教育の質」を段階的に示す「認証評価制度」改革などは、今後の大学教育に大きな影響をもたらすことは間違いないであろう。

第四の大学設置基準と私学法の改正に伴い各私立大学は大学・学園の寄附行為を改正している。実際にどのような内容の制度改変が進んでいる状況については、産能大小林武夫氏の 40 私大調査で以下の指摘がある。

「理事選任機関の構成については『評議員会』とした例が最多で 3 分の 1 以上を占める。歴史的に評議員会の影響力が強い伝統校か、大学設置基準の大綱化（1991 年）以降の新設校が多い。」評議員の選

任は「評議員会と理事会がそれぞれ別々に選任するケースが4割を占める。(中略) 改正後は3割が評議員だけで評議員を選ぶようになった。(中略) 今回のデータから理事会選任機関の構成に加え、評議員の選挙でも評議員会が存在感を強めていることが認められる。(中略) 評議員会は諮問機関である。法人の意思決定への関与には限界がある。(中略) 部分的にはあるにせよ経営に直接関与することが増えている。これが理事会へのけん制につながり、経営規律に資すると考えられている。だがこれでガバナンスの課題が解決ということではない。」(以上、「私大ガバナンスの変化」日経新聞 2025年6月30日)

最後に短大問題では、2025年度以降道内の短大4校が学生の募集停止をする。短大閉鎖に伴う地域経済への打撃が心配される。幸い小樽市の共育の森学園の土地問題は解決に向かった。元理事長であった間宮氏によると、地売却契約が終了し次年度から「学校法人多文化共生学園・小樽国際福祉観光専修学院」に生まれ変わるという。

なお女子大学を見ると、共学化や募集停止が全国で進んでいる。道内には、藤女子大学、武蔵女子大学・短大、天使大学があり改革が進行中でその内容を今後把握していきたい。

3) 道内国公立大学の動向

国立大学法人は、民間のガバナンスを導入して以来、効率化を優先させ、学内民主主義がなおざりにされている傾向にある。学長選挙自体が、候補者選考委員会の判断により、構成員の意思・意向が反映されない場合も生じている。

このことは非正規教研究者だけではなく、正規雇用研究者にも及んでいる。前者に関して北大では2024年4月までに「雇い止め」になった可能性のある研究者が46人に上ることを文科省が明らかにしている。24年4月までに契約更新していれば勤続10年超となる特例対象者が計115人で、このうち6割の69人が無期契約で雇用継続したか、無期転換の権利を得た旭川医大では二人、帯広畜産大で一人が雇止めの該当する疑いがある(北海道新聞2025年6月21日)。

また北大理学研究員化学部門で、複数の准教授が教授変更に伴う研究室改編時に「教授により組織的に孤立させられた」状態に置かれていた。研究業績があるにもかかわらず、「講座委員会の同僚や学生もいない環境に押し込められたのである。抗議活動により三人の准教授の独立性と、学生配属が認められ一定の改善処置が取られたものの、未だに全面解決がなされてはいない。講座制の負の側面が表に出て、「閉鎖的な組織運営」が批判されている。

(毎日新聞2025年6月25日)

さらに北海道教育大学函館校では、大学執行部によるパワハラ・セクハラ疑惑の隠ぺいが行われている様子が報道されている。2015年のセクハラ問題で当事者であり、「厳重注意」処分された男性准教授が副学長の一人に就任し、この事案と処分については公表されていないという。さらに2024年2月に大学教員の一人が最終講義と送別会の前に、他の男性教員(大学評議員)から脅迫状まがいのメールを送り付けられ、他の20人教員にも届いたとの事案が発生している。この問題では学内の人権委員会が対処に当たったが、同委員会は権

利侵害に「該当せず」、調査委員会を設置しないとの結論を出した。そこでこの問題は「大学オンブズマン・北教大」（共同代表佐藤博文弁護士、当研究所共同代表の姉崎北大名誉教授も参加）へ持ち込まれ、現在対応を検討・模索している。（小笠原敦「不協和音に軋む伝統国立大一道教大、見えざる亀裂」、『北方ジャーナル』2025年8月号参照）

4) 私大をめぐる動向と道内私学の問題一短大・公立化問題

大学の淘汰政策の推進による私大・中小私大、特に地方私大の存続の危機が進行中である。政府・文科省の私大の選別・淘汰政策、その淘汰政策の強化は、私大、とくに地方私大の存続を困難なものにしている。これに加えて日本全体の少子化やコロナパンデミックが、地方私大に大きな問題をなげかけてきている。2021年度入試では全国の入学定員割れ私大が前年度よりも15.4ポイント増加し46.4%（277校）に上った。三大都市圏以外の地方私大では入学定員充足率が6.2ポイントも低下した。この傾向は、2022年度以降さらに加速し、入学定員割れ私大は2023年度53.3%（320校）、2024年度59%（354校）、短大は90%以上になっており、特に地方や中小規模大学を中心に定員割れ校が大幅に増加している。

具体的には、都市と地方における進学率・収容率、**定員充足率**などに、歴然とした格差を生んでいる（表1）。例えば、2023年度の都道府県別私大の進学率は、東京の71%、京都の70%に対し、鹿児島が36%、岩手・秋田・山口・大分・宮崎が40%で都市と地方では、30ポイント以上の格差がある。また、進学率と収容率は相関関係にあり、都市と地方の進学率と収容率、および**入学定員充足率**の格差が拡大している。

北海道の私大の収容定員充足率をとってみても、2024年度は全体でも100%を割っており、24校中、17校が定員割れをおこしている。このうち、80%を割っている大学が2校も存在している。

こうした中で私大助成の補助率は10%を割り、地方私大の財政の悪化が加速している。例えば、北海道私大21法人の基本金組入前当年度收支差額は2018年度69億円の黒字であったが、一転2019年度は74億円の赤字、2022年度も26.86億円の赤字、2023年度も35.9億円の赤字となっている。また、九州・沖縄私大48法人の基本金組入前当年度收支差額は2016年度56億円の赤字、19年度8.8億円の赤字、東北私大29法人の基本金組入前当年度收支差額でも2019年度86.5億円の赤字、22年度33.23億円の赤字、23年度も63.4億円の赤字になっている（日本私学振興共済事業団『今日の私学財政』）。すなわち、地方私大の存続が厳しくなってきていているのである。

なお私大教連の2024年春闘方針の中で詳しい分析が行われている。また私立学校法改正にもとづく寄附行為の改正作業が進みつつある。また今回の私立学校法改正では、学校法人会計基準の根拠となる法律が私学振興法から私立学校法に移行されることになった。これに合わせて、有識者会議「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」では、私大経営者の意見にもとづき重要な財務情報を隠匿し、法律の趣旨に逆行する方向で検討されているこ

とが判明している。

今年度私立大学経常経費補助の予算額は、文科省の概算要求 95 億円に対し、前年比 2 億円の増加にとどまった（0.07% の増）。逆に評価にもとづく私立大学改革総合支援事業で、前年同額の 112 億円（一般補助・特別補助）が盛り込まれました。後者は「経営判断を自ら「経営改革計画」の実現を支援」するとの名目で、定員割れ学部を募集停止し、定員を削減する法人に出すメニューも含まれていて、私大の淘汰を進める政策ともなっている。

年号	進学率				収容率				私大入学者定員充足率							
	2017	2018	2019	2020	2017	2018	2019	2020	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
北海道	49.2	50.2	50.5	51.5	45.4	46.6	47.6	47.7	98.6	98.7	101	100	101	102	98.5	94.3
青森県	43.8	46.1	45.1	45.4	30.1	30.9	31.7	32.2	93.5	93.3	93	93.9	94.3	91.7	84	78.1
宮城県	49.8	50.7	50.3	50.7	58.6	60.2	61.2	61.1	104.4	104	105	100.9	101	102	98.3	96.9
東京都	75.3	75.1	75.5	76.6	149.5	148.5	146.9	150.1	107.3	103.7	102	100.8	101	103	102	104
石川県	56.6	56.9	57.3	59.6	60.5	65.3	66.7	68.2	102.2	103.3	106	106.9	97.7	97.8	92.6	88.7
静岡県	52.2	52.6	51.8	52.8	25.6	26.4	26.8	26.5	98.6	102	107	97.1	97.2	93	89.2	90.5
愛知県	56.0	57.2	56.9	57.3	62.5	62.7	62.4	63.5	105.6	103.9	104	100.8	101	102	102	98.9
三重県	50.0	49.5	48.8	50.3	21.7	23.1	22.8	23.3	98.6	102	107	97.1	97.2	93	89.2	90.5
滋賀県	55.0	53.6	54.2	55.4	54.8	53.0	54.2	55.2	104.4	110.6	108	98.6	93.5	90.5	85.1	80.9
京都府	70.1	70.5	71.1	72.2	145.3	146.8	148.3	153.1	103.3	97.7	99	98.8	99.3	101	101	98.4
大阪府	60.7	61.5	62.2	63.8	70.2	70.8	71.0	74.5	107.1	104.5	104	103.5	104	103	101	102
兵庫県	59.4	59.6	60.4	61.6	57.1	56.8	57.9	59.3	104.1	101.8	102	95.7	96	96.9	94	94.9
広島県	58.5	58.8	58.5	58.5	52.5	53.6	54.1	53.0	96.6	99.2	98.1	100.3	96.6	95.5	92	86.7
徳島県	51.2	51.0	50.9	52.2	43.2	43.8	44.1	44.4	91.9	88.6	91.4	91.4	87.2	89.8	84.4	76.2
福岡県	53.3	52.8	53.1	52.7	62.7	62.9	63.5	63.3	107.1	105.7	106	100.4	101	99.8	99.9	105
長崎県	43.0	44.1	45.1	45.9	30.6	31.1	32.8	33.1	95.9	99.3	104	92.4	93	96.7	94.9	94.3
熊本県	45.7	46.1	45.9	45.4	35.2	36.7	37.3	36.0	95.9	99.3	104	92.4	93	96.7	94.9	94.3
宮崎県	43.4	44.4	43.4	43.2	23.9	24.1	24.1	24.3	95.9	99.3	104	92.4	93	96.7	94.9	94.3
鹿児島	45.5	46.8	45.7	45.5	28.3	29.1	28.5	29.3	95.9	99.3	104	92.4	93	96.7	94.9	94.3
沖縄県	40.9	41.3	42.2	44.3	27.7	28.0	27.7	27.6	95.9	99.3	104	92.4	93	96.7	94.9	94.3
全国	57.3	57.9	58.1	58.7	57.3	57.9	58.1	58.9	104.6	103	103	99.8	99.8	101	99.6	98.2

[表 1 都市と地方の進学率と収容率、および定員充足率の格差]

(資料:『高等教育に関する資料』(道庁、2017~2021 年 3 月)等より作成)

II. 研究所の活動と組織

(1) 2024 年度の活動

- 1) 2024 年度第 1 回研究セミナー (2024 年 7 月 27 日、札幌学院大学新札幌キャンパス)
 - ・テーマ:「北海道の大学の役割と高等教育政策の検討」
 - ・講師:光本滋 (北海道大学教育学院教授)
- 2) 2024 年度第 2 回研究セミナー (2025 年 3 月 22 日、札幌学院大学新札幌キャンパス)
 - ・テーマ:「地域密着型大学・短大をめざしてー釧路短期大学と帯広短期大学を事例として」
- 3) 『ニューズレター』第 26 号: 2025 年 4 月刊行、
- 4) 全国私大教研集会への参加と報告

第35回全国私大教研に道私大教連・単組、研究所事務局から〇名が参加した。

(2) 2024年度の組織

1) 2024年の役員体制について

【理事・監事・顧問】

* 代表理事：姉崎洋一（北大名誉教授）、市川治（酪農学園大名誉教授）

* 副代表理事(事務局長)：山口博教（北星学園大名誉教授）

* 理事及び事務局員：光本滋理事（北大）・寺本千名夫理事（専修大学道短大元学長）

* 理事：

片山一義（札幌学院大）・湯本誠（札幌学院大）・押谷 一（酪農学園大）、浅川満彦（酪農学園大）、清水池義治（北大）、大屋 定晴（北海学園大）、酒井春樹（札幌大学名誉教授）、大坊郁夫（北星学園大学学長）・小林守（元苫小牧駒澤大）、米津直希（南山大学）、大島雅明（全大教北海道）、田中邦明（北海道教育大名誉教授）、黒瀧秀久（東京農業大前教授）
間宮正幸（共育の森学園理事長）

* 監事：

正木卓（酪農学園大学）

* 顧問：

小山修（札幌大名誉教授）・藤永 弘（地域経営未来総合研究所所長、札幌学院大名誉教授）・

篠原昌彦（苫小牧駒澤大名誉教授）

* 事務局員：小松直人（北海道私大教連）、ただし 2025 年 5 月で退任

III. 今期の決算について

1. 北海道高等教育研究所 2025 年度決算書（次ページ掲載）

2024年度決算案					2024.4.1~25.6.30
科 目	2023年度予算	2023年度決算	2024年度予算	2024年度決算案	
繰越金	1,014,336	1,014,336	1,138,185	1,138,185	
会費(小計)	245,000	150,500	225,000	346,000	
個人会員	45,000	10,500	25,000	46,000	
団体会員	200,000	140,000	200,000	300,000	
寄付金	0	0	0	0	
事業収入	0	0	0	0	
雑収入	5	9	9	704	
計	1,259,341	1,164,845	1,363,194	1,484,889	
会議費	15,000	0	15,000	40,000	
事務費	0	0	5,000	0	
作業費	5,000	0	5,000	0	
調査費	100,000	0	150,000	0	
印刷費	220,000	0	220,000	184,800	
出張費	0	0	0	0	
事業費	80,000	26,660	80,000	0	
通信費	0	0	0	0	
予備費	0	0	0	100	
次期繰越金	839,341	1,138,185	888,194	1,259,989	
計	1,259,341	1,164,845	1,363,194	1,484,889	

[会計監査報告]

本日、北海道高等教育研究所の2024年度会計決算を監査した結果、帳簿等に異常はなく適正に処理されていることを確認した。

(監査意見)
別段なし

2025年6月30日

監 査

正木 卓

IV. 2024 年度の主な活動日誌

2024 年

7 月 27 日：第 1 回理事会・総会・研究セミナー

2025 年

3 月 5 日：第 1 回事務局会議（オンライン）

3 月 22 日：第 2 回研究セミナー

6 月 24 日：第 2 回事務局会議

第2章 2025年度の方針

はじめに—

新型コロナ感染症の新たな形態での感染者は引き続き発生しているため、油断することは許されない。このため引き続き、今期も対面会議とオンライン会議双方を組み合わせた取組みをしていくことにする。

なお日本学術会議方案が改正され、来年7月から特殊法人形態での会議がスタートすることになっている。実際にどのような形態・内容の「ナショナル・アカデミア」となるか注目し、必要な批判と改革要求を行っていくことが必要と思われる。また私大助成金について文科省は実績と研究成果を重視し、重点配分することを決めています。これは特に理系の学部にあてはまり、文科省は文系への私学助成金比率を削減する方針予算を固めたとの報道がある（日経新聞、2025年7月9日）。

この中で市立化した旭川大学や道内短期大学（部）の経営改革の動向、さらに今年に入り全国的に女子大問題がクローズアップされる中で、今年スタートした武蔵女子大学や、藤女子大学の学部・学科再編動向をジェンダー問題との関連で考えてみる必要がある。

また、国立大学において今進められつつある統合問題や運営交付金の減額、卓越研究制度が持つ問題点の指摘、北大総長解任裁判など、さらには軍事研究の拡大問題、についても引き続き検討し、下記の重点課題も研究対象として取扱っていくことにする。国公立大学研究組織の非民主主義的運営が報道されているため。その実態についても目を向ける必要があります。

- (1) 大学の在り方に関する調査研究課題の、私学法改正に伴う各私大・学園の寄附行為改正について把握する。
- (2) 国公立大学の運営と非民主主義的実態について調査分析する。
- (3) その他ジェンダー問題を含めて、時代に即した研究会などを年1～2回行う。
- (4) 道私大教連からの委託事業などの成果を適宜発表し、情報発信と出版を行う。
- (5) 学術論文を『所報』ないし独自刊行物で掲載することを継続する。
- (6) 研究所の維持・展開のためにも、研究所の会員の拡大をはかる。特に国公立大学、特に教育大学教職員の参加を呼びかける。

I.事業計画

1.調査研究

- 1) 私立学校法及び大学設置基準改正をめぐる動向の追跡

私立学校法改正に伴う大学・学園寄附行為の改正動向について調査を行う。また設置基準の改正に伴う教員・職員組織の改編動向についても、引き続き事態の推移に合わせ調査を進める。

2) 個別私大の調査

①旭川大学の市立化の追跡調査

旭川大学は2023年4月に旭川市立大学となり、新学長が誕生した。今後の学部編成がどうなるか、追跡調査していく。

②道内各地域の短大の動向の調査を継続的に行う。

③各大学と地域の関わり方とあり方、雇用条件に関する調査を行う。

3) 国立大学の諸問題についての検討

国立大学法人の改正に伴う、大学統合等の運営体制に関する諸課題の検討、及び非民主的大学運営について把握するため、関係者から実態報告を行ってもらう。

4) 私大助成についての検討

- ・今期は、私大助成の意義を検討する。昨年に引き続き、所得の実情調査を行う。
- ・助成金運動参加法人の財政問題の検討・家計負担調査についての取り扱いを検討する。
- ・学費値上げ状況の調査をおこなう。

5) 道私大教連・私大助成推進協委託の家計負担調査方式を検討する。

2. 研究(集)会・講演会

今期も引き続き、以下のテーマで適宜、研究会・講演会を開催する。研究集会については、総会時ないしは単独で開催も検討する。**開催方法については、対面会議とリモート会議の併設を基本とします。**

- ・大学立法と制度改編に伴う諸問題（継続）
- ・国立大学法人の諸問題（北海道大学化学研究室の実態、北海道教育大学のガバナンスに関する問題）
- ・各大学のジェンダー問題、女子大学の動向調査と女子教育問題も視野に入れる

3. 『ニュースレター』の第27号の発行予定

- ・年に最低2号の発行を予定しています（適宜発行を検討）。

4. 『所報』第4号の発行準備

今期も所報発行を計画し、準備します。

5. 組織拡大と財政

組織拡大を通じて、財政的な確立を果たしていきたい。今期は、コロナが終息しつつあることから、積極的に的に参加できる会員の拡大を進めていく。

- ・国公立大学教職員に参加を呼び掛ける。
- ・事務職員、図書館職員、法人の理事経験者、高専の方等、広く参加してもらう。
- ・総会時の定員数について検討する。

6.理事会・事務局体制の強化

- 1) 理事会は年1回～2回程度行う予定。
- 2) 事務局は、理事会と総会前に適宜行う。
- 3) 編集員会は、適宜開催する。

7.規約改正の予定

- ・総会の定数が規約にありませんので、この点についての検討を行います。

II.2025年度予算案

今期の活動を推進するため、以下の予算を提案する。

2025年度道高等教育研究所予算案

2025年度予算案				2025.4.1～26.6.30
科目	2023年度決算	2024年度予算	2024年度決算案	2025年度決算案
繰越金	1,014,336	1,138,185	1,138,185	1,138,185
会費(小計)	150,500	225,000	346,000	346,000
個人会員	10,500	25,000	46,000	46,000
団体会員	140,000	200,000	300,000	300,000
寄付金	0	0	0	0
事業収入	0	0	0	0
雑収入	9	9	704	704
計	1,164,845	1,363,194	1,484,889	1,484,889
会議費	0	15,000	40,000	50,000
事務費	0	5,000	0	10,000
作業費	0	5,000	0	20,000
調査費	0	150,000	0	150,000
印刷費	0	220,000	184,800	200,000
出張費	0	0	0	100,000
事業費	26,660	80,000	0	100,000
通信費	0	0	0	20,000
予備費	0	0	100	4,889
次期繰越金	1,138,185	888,194	1,259,989	830,000
計	1,164,845	1,363,194	1,484,889	1,484,889

注

注)2024年度は、調査研究、研究会・セミナーを行い、適宜、ニュースレターの発行と、年度末には、研究集会と「所報4号」の準備をします。そのための予算案を計上している。

III.理事・監事・顧問・研究員（案）

1. 理事・監事・顧問体制

2025 年度～2026 年度の役員について

1. 【理事・監事・顧問・その他】

* **代表理事**：姉崎洋一（北海道大名誉教授）、市川治（酪農学園大名誉教授）

* **副代表理事・事務局長**：山口博教（北星学園大名誉教授）

* **理事・事務局員**：

光本 滋理事（北海道大）・寺本千名夫理事（専修大学道短大元学長）・浅川満彦（酪農学園大名誉教授）、井上大樹（札幌学院大学）

* **理事**：

片山一義（札幌学院大名誉教授）・湯本誠（元札幌学院大名誉教授）・酒井春樹（札幌大学名誉教授）・小林守（元苫小牧駒澤大教授）・押谷 一（酪農学園大名誉教授）・清水池義治（北海道大）・大坊郁夫（北星学園大学名誉教授、前学長）・大屋定晴（北海学園大）・米津直希（南山大）・大島雅明（元全大教北海道役員）・田中邦明（北海道教育大名誉教授）・黒瀧秀久（元東京農業大教授）・間宮正幸（北海道大学名誉教授・元共育の森学園理事長）

* **監事**：

正木卓（酪農学園大）

* **顧問**：

小山修（札幌大名誉教授）・藤永弘（札幌学院大名誉教授・地域経営未来総合研究所所長）・篠原昌彦（苫小牧駒澤大名誉教授）

2.事務局・研究体制・編集員会

事務局体制についても、理事等のメンバーのなかから、基本的には、2024 年度と同じく、事務局を、事務局長中心に理事(監事)など 4～5 名体制とし、必要に応じて代表理事を含めた構成で取り進めることにしたいと考えている。所報に学術論文の掲載を行うことから編集員会を適宜開催する。

また、今期には、理事・研究員・会員と研究体制等の整備を検討していくことにする

北海道高等教育研究所規約

(設立の趣旨と経過)

本研究所は、2015年5月22日、以下の趣旨に賛同する個人・団体によって設立された。

第Ⅰ章 総 則

第1条 設立の目的と責務

わが国の高等教育をめぐる情勢は、厳しく、高等教育関係者はもとより、関係する父母をはじめ多くの国民が、その打開に腐心しているところである。しかし、困難な条件のなかでも、真に学生・生徒のための教育再建を求める地道な努力が続けられており、関係者の声は日増しにそのひろがりをみせている。このような状況のもと高等教育・研究運動の前進をはかると同時に、北海道の高等教育、私学と教育の運動に寄与することを目的に我々はここに北海道高等教育研究所を設立する。

この研究所は、高等教育・研究活動の自主的・民主的な発展に寄与することを目的としたものであり、そのために高等教育活動の実践家と研究者の共同の活動をすすめ、高等教育の実践活動（高等教育・私学教育運動）の発展等に貢献することを最大の責務としている。

第2条 研究所の事業案内

研究所の事業内容は以下のとおりある。

1. 調査研究活動

研究と調査活動を、職場と地域の会員・会員団体の協力で日常的にすすめ、その研究を深め、交流をはかる。そのため、つぎの活動を進める。

① 研究例会・共同研究・研究大会を開催

年に2回程度の研究例会やシンポジウム、研究集会を開催すると同時に、共同研究やプロジェクトを組織して共同研究や調査活動に取組んでいく。年間の活動成果を反映できるように、最低年1回の研究大会を開催する。

② 受託研究・調査活動

会員内外の団体から調査・研究を受託し、プロジェクトを組織し活動を行う。

2 事業活動

会員・会員団体の研究・調査活動の経過とその交流を活発にし、その成果を普及するため、つぎの事業を進める。

- (1) 調査研究事業
 - 1) 自主的調査研究事業 2) 受託調査研究事業 3) その他
- (2) 研究大会・集会、例会、講演会
 - 1) 研究大会 2) 研究例会 3) 講演会
- (3) 日常的事業
 - ①調査研究、②情報誌「研究所レター」の発行、③所報「北海道高等教育研究」の編集、④出版活動、⑤講演会の開催や講師等の斡旋、⑥その他

3 組織活動

研究所の目的達成をめざして、その組織と活動を拡充・強化するために、会員の拡大と組織化を行う。

第Ⅱ章 組織と運営

第3条 本研究所の構成員と運営体制は以下のとおりである。

1.会員

会員は、研究所の目的に賛同する個人及び団体をもって組織する。

- (1) 個人会員、(2) 団体会員に区分する。

2.運営機関

研究所は、運営に必要な機関として、総会、理事会、事務局、編集委員会を置く。また、必要に応じて、研究推進のために研究員を置くことができる。

- (1) 総会は年1回、研究大会とあわせて開く。事業計画と、予算・決算の決定、2年に1度の役員の選出を行う。
- (2) 理事会は20名以内の理事で構成し、代表理事が招集し、研究所の運営の基本を決める。

また、理事、監事、顧問の補充は、理事会において選任することができる。

- (3)事務局は、理事会の下に置き、理事のなかから事務局長1名、理事等から事務局員若干名を選出し、研究所の日常的な業務の執行にあたる。

具体的には、①「研究所報」編集委員会、②研究・調査検討委員会などの専門委員会を置き活動を推進する。

③また、定期的な事務局会議と日常の事務処理や各種事業等の企画、組織運営などを行う。

- (4)研究員は、必要に応じて、理事会において選任することができる。研究員の選任基準と手続き等は、別途細則によるものとする。

3. 役員・理事・監事・顧問について

(1) 理事会

理事会には次の役員を置く。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

尚、代表理事、副代表理事・事務局長等の理事も総会で選出する。

- 1) 代表理事 2名
- 2) 副代表理事・事務局長 1名
- 3) 理事・事務局員 若干名

- (2) 監事 2名以内

- (3) 顧問 若干名

第III章 会計等

第4条 研究所の経費は個人会費と団体会費等によって賄う。

会費はつきの通りとする。

- 1. 個人会員 3,000円
- 2. 団体加入の構成員 1,500円
- 3. 学生・シニア 1,500円
- 4. 団体会員 1口 20,000円以上 (1口 20,000円)
- 5. 賛助会員 1口 3,000円以上

第5条 会計年度

1.会計年度は4月から翌年の3月とする。

2.毎年の決算については、監事による会計監査を行う。

第6条 研究所の事務局は事務局長の所在地に置く。

第7条 この規約の改廃は総会で行う。

附則 1 この規程は2015年5月22日から施行する。

- 附則 2 2017年6月16日、一部規約改正
- 3 2019年6月22日、一部規約改正
- 4 2021年9月5日、一部規約改正
- 5 2022年10月1日